

# 芦屋市住宅マスタープラン (後期版)

平成 26 年 3 月 芦屋市



## －見直しの基本方針－

現行マスタープランの計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間であり、実施にあたっては、社会経済情勢の変化等を考慮して概ね 5 年後に見直しを行うこととしていましたので、平成 24 年度になり、実態に即した取り組みを掲げた重点プログラムを中心に見直しを進めていくこととしました。

### 【前期重点プログラムについて、到達度の評価・検証を行うこと】

関連するデータ等を出来る限り把握し、到達度を明らかにするとともに、後期の課題へつなげていきます。

### 【前期の評価・検証と社会経済情勢の変化等を踏まえ、後期重点プログラムを設定すること】

- ①前期重点プログラムのうち、未だ完成に至っておらず、より拡充を図る必要がある課題
- ②現在の本市においては、切迫した課題にはなっていないものの、5 年間を経てより鮮明さが増してきた課題や後半の 5 年間で実現すべき課題については、後期重点プログラムに掲げ取り組んでいくこととします。

## 前期（5年間）重点プログラムの評価・検証

当計画において設定している6つの前期重点プログラムの取り組み状況およびその評価・検証は、それぞれ以下のとおりです。

### 重点プログラム① 「まちづくりルールづくり」

芦屋市都市景観条例や景観法に基づいて、芦屋らしい建物デザイン等の規制・誘導等を行う「まちなみルール」づくりに取り組み、魅力ある都市景観の形成を図ります。

地域住民が主体となつたすまい・まちづくりの勉強会の開催や地区計画等を活用したマンションとの共存等に関するルールづくりを引き続き支援します。

**現在の到達状況** \*市域全体を景観地区に指定するとともに、地区計画、建築協定、まちづくり協定などによりルールづくりを実現しています。

### ■景観地区等の指定状況（平成25年3月現在）

地区名称	範囲等
芦屋景観地区	芦屋市全域（芦屋川特別景観地区を除く）
芦屋川特別景観地区	面積：約42.6ha 位置：芦屋市平田町、平田北町、川西町、前田町、月若町、緑町、浜芦屋町、精道町、公光町、業平町、松ノ内町、西山町、山芦屋町、東芦屋町、山手町、奥山の各一部

芦屋川特別景観地区については、「芦屋川の文化的景観」として平成24年4月1日芦屋市指定文化財に指定。

### 重点プログラム② 「わが家の安全・安心」の確保

「簡易耐震診断推進事業」や「住宅耐震改修促進事業」等を活用して、すまいの耐震化を促進します（新耐震基準適合率／平成15年度：87%→平成27年度目標：98%以上）。

専門家等の協力を得て相談窓口を設置し、すまいのリフォームの実施を支援します。

積極的な広報等を通じて、住宅用火災警報器の設置に向けた普及の促進に努めます。

### ■地区計画の区域（平成25年3月現在）

名称	面積	名称	面積	名称	面積
南芦屋浜地区地区計画	約125.6ha	若宮町地区地区計画	約4.2ha	翠ヶ丘町地区地区計画	約26.6ha
楠町西地区地区計画	約2.6ha	奥池町地区地区計画	約63.4ha	月若町地区地区計画	約6.1ha
浜風町南地区地区計画	約4.5ha	奥池南町地区地区計画	約78.3ha	大原町地区地区計画	約18.1ha
潮見町南地区地区計画	約15.0ha	六麓荘町地区地区計画	約37.7ha	船戸町地区地区計画	約7.6ha
緑町西地区地区計画	約4.0ha	新浜住宅地区地区計画	約2.4ha	三条南町地区地区計画	約7.8ha
業平町地区地区計画	約6.9ha	高浜町南地区地区計画	約4.1ha	西芦屋町地区地区計画	約6.1ha
浜風町第2地区地区計画	約0.8ha	松ノ内町地区地区計画	約6.9ha	浜風1街区地区計画	約1.7ha

### ■建築協定等の区域（平成25年3月現在）

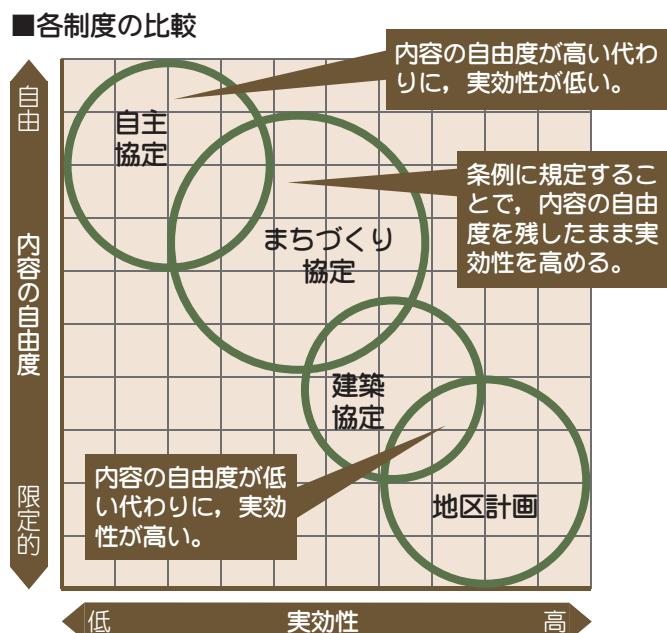
建築協定区域 (基準法の認可)	地区名称
	芦屋浜シーサイドタウン潮見町第5地区
	芦屋市潮見町第1地区
	芦屋浜シーサイドタウン緑町西地区
	レジデンステラス山芦屋

自主協定区域	六麓荘町地区建築協定
	奥池町開発及び建築協定
	芦屋ハイランド（奥池南町）居住協定
	大原町建築・開発に関する配慮事項
	浜風1街区まちの自主ルール

### ■まちづくり協定について

考え方	まちづくり協定は、既に地区計画等の策定がなされている地域においては、地区計画等の策定の中で反映できなかった内容について、現行の地区計画等を補完するような位置づけで利用できる制度として活用できます。 これから地区計画等の策定を検討されている地域においては、まちづくりの入門的な位置づけでも活用できます。
手続き	芦屋市住みよいまちづくり条例の改正 平成25年1月1日施行



### ■簡易耐震診断推進事業の実績

年度	診断件数	耐震性有り	耐震性無し	戸数	備考
H20	12棟	0棟	12棟	27戸	共同住棟1棟
H21	9棟	2棟	7棟	9戸	
H22	6棟	1棟	5棟	11戸	共同住棟1棟
H23	13棟	1棟	12棟	33戸	共同住棟2棟
H24	10棟	0棟	10棟	98戸	共同住棟3棟

### ■住宅耐震改修促進事業の実績

年度	改修件数	戸建住宅	共同住宅	戸数
H20	4棟	4棟	0棟	4戸
H21	1棟	1棟	0棟	1戸
H22	2棟	2棟	0棟	2戸
H23	7棟	5棟	2棟	66戸
H24	4棟	4棟	0棟	4戸

### ■住宅の耐震化に向けた啓発活動

- \*市広報紙による促進記事の掲載（1～2回／年）
- \*H23～25：フォーラムの実施（1回／年）
- \*アンケートの実施
- \*パンフレットの個別配布（地域限定1回）
- \*パンフレットの個別送付（簡易診断によるNGの家屋）
- \*各種催しにおいて広報活動
- \*S56以前建築物マップの作成

### ■住宅用火災警報器の設置に向けた啓発活動

- \*H20年以降、市広報紙による促進記事の掲載（2回／年）
- \*H21・22年度 各戸へのビラ配布
- \*H24 市ホームページに促進記事の掲載
- \*その他、防災訓練や防災組織での催しにおいて広報活動を実施

**重点プログラム③  
既存マンションの  
更新・改善**

既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた情報交換・共有の場としてのマンション管理組合のネットワークづくりを支援するとともに、専門家等の協力を得て相談窓口を設置し、既存マンションの更新・改善を支援します。

**現在の状況**

- \*マンションセミナーは毎年開催

**到達状況**

- \*マンション管理のNPO等を主体とする相談窓口を設置（平成24年度）
- 相談窓口設置を皮切りにネットワークづくりと更新・改善支援に広げていく計画としますので、後期においても継続して拡張を図ります。



**■マンション管理基礎セミナー in 芦屋の開催状況**

日時	会場	内容	人数
(平成20年度) 平成20年 11月20日(木) 14:00～16:30	芦屋市民センター 401号室	「マンション管理とトラブル」弁護士 津久井進氏 「相談事例から見る管理組合のあり方」 (財)マンション管理センター大阪支部長 長田康夫氏 「相談窓口の紹介」ひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅再建共済基金等	38名
(平成21年度) 平成22年 2月10日(水) 13:30～16:00	芦屋市 消防本部3階 多目的ホール	「マンション管理とトラブル」弁護士 津久井進氏 「長期修繕計画作成ガイドライン」 (財)マンション管理センター大阪支部長 長田康夫氏 「相談窓口の紹介」ひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅再建共済基金等	36名
(平成22年度) 平成23年 3月22日(火) 13:30～16:00	市役所 分庁舎2階 大会議室	「マンション管理とトラブル」弁護士 津久井進氏 「マンション管理の基礎知識」 (財)マンション管理センター大阪支部長 長田康夫氏 「相談窓口の紹介」ひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅再建共済基金等	38名
(平成23年度) 平成24年 2月25日(土) 13:30～16:00	市役所 分庁舎2階 大会議室	「良いマンションとして残るために」 NPO法人集合住宅改善センター 田村哲夫氏 「マンション管理センター業務の案内」 (財)マンション管理センター大阪支部長 長田康夫氏 「相談窓口の紹介」ひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅再建共済基金等 「個別相談会」	39名
(平成24年度) 平成25年 2月2日(土) 13:30～16:00	市役所 分庁舎2階 大会議室	「今、マンション管理に必要なこと～チームワークができていますか？～」 マンション管理士・一級建築士 田村哲夫氏 「マンション管理センター業務の紹介と現在の動向について」 (財)マンション管理センター大阪支部長 長田康夫氏 「相談窓口の紹介」ひょうご住まいサポートセンター、兵庫県住宅再建共済基金等 「個別相談会」	24名

**■芦屋市住宅相談窓口の概要**

主に分譲マンションにおける諸課題（管理組合理事会の運営、管理会社の選定、長期修繕計画の策定、入居者間のトラブル等）に対する相談窓口を設置することにより、市内に良好な分譲マンション管理を広げていくことを目的に、専門的なスキルを有する団体へ当該相談対応を委託するもの。

芦屋市の規模では、弁護士や建築士などの資格者が常駐し直接回答する方法では高コストになることから、レファレンスサービス（必要な事項にたどり着くことが出来るよう支援するサービス）を中心に行うこととし、その仕様は、後掲の1) ウェブサイトによる受付、2) 問い合わせ先データベースの整備、3) 既存相談窓口への同行サービス等とする。

なお、専門的なスキルを応用できる場合は、分譲マンションに限らず、賃貸住宅、戸建て住宅についての相談も対応する。

また、相談に付随する業務として後掲の業務に取り組み、より有用な相談体制とする。

**業務1) ウェブサイトの運営**

- \*住宅情報の更新（マンション・賃貸・戸建て・その他相談窓口）
- \*よくあるQ&A欄の更新等（マンション関係）
- \*ウェブ上の相談フォームの運用による回答
- \*ウェブサイト案内チラシを作成し、案内窓口で常備。一部は郵送

**業務2) 市役所相談室における面談形式による相談対応（予約制、月1回2枠）**

**業務3) 参照連絡先と情報の充実化と既存相談窓口への同行サービス**

- \*行政窓口リスト、マンション管理等に関する参考連絡先リストの作成及び充実を図る。
- \*相談者の希望に応じ、既存窓口（※）との調整役を担い、既存資源の有効活用を図る。
- \*既存窓口は、マンション管理センター（国交省）、ひょうご住まいサポートセンター（兵庫県）、すまいのネット（神戸市）などを想定。

**業務4) 芦屋市マンションネットワークの主導**

- \*セミナー開催の機会を活かし、管理組合の理事会同士が意見交換を行う場を呼びかけ。

**業務5) 要支援マンションへ出前講座の実施**

- \*マンション管理組合理事会等に対し、2時間以内の出張（出前）講座へマンション管理士を派遣する。

**業務6) マンション管理セミナー及び個別相談会の開催**

- \*マンション管理運営のために基礎知識について解説し、区分所有者の自主的な管理運営を目指す。
- 同時に個別相談会も行う。（年2回）

**業務7) 市内マンションリストアップ準備**

- \*市内マンションの所在地、建築年、面積・戸数等の建築データ及び区分所有者の動向等の法務データを収集し、住宅政策立案へ活用するためのデータベース化作業を準備する。

**重点プログラム④  
福祉施策と連携した  
すまいの整備**

「コレクティブ・ハウジング」の普及に努めるとともに、市営住宅の空家等を活用して子育て・高齢者サービスと連携したすまいの整備をすすめ、多様なライフスタイル・ライフステージに対応するすまいづくりを支援します。

**現在の状況**

- \*「コレクティブ・ハウジング」普及へ向けた取り組みは、情報提供に止まっています。

**到達状況**

- \*現行の高齢者福祉施策と整合させていく必要がありますので、今後は行政内部の連携をさらに強化し、具体的な取り組みとしていきます。

## 重点プログラム⑤ すまいとまちのことを 考える機会の創出

防犯や耐震、環境、コミュニティなど様々なテーマのセミナーや様々な立場の人が参加する「芦屋らしいすまい感を考えるサロン」等を開催し、すまい・まちづくりへの意識と知識の醸成を図ります。

小学校において総合的な学習の時間等を活用し、次代を担う子どもたちの「すまい感」の醸成を図ります。

すまい・まちづくりに関する総合的な情報発信・支援拠点の創設を検討します。

<b>現在の 到達状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「芦屋らしいすまい感を考えるサロン」は、平成20年度にセミナー形式で実施しましたが、常設サロンというスペースを確保するには至っていません。</li> <li>*重点プログラム③と合わせた広がりが必要になると考えています。</li> <li>*また、小学校のカリキュラムの活用はむずかしい状況でしたので、出前講座等の課外の方法も合わせて検討していく必要があります。</li> </ul>
---------------------	--

## ■芦屋らしいすまい感を考えるサロン（セミナー）の開催状況

日時	内容	人数
(平成20年度) 平成20年 9月11日(木) 14:00～16:00	<p>ティータイム交流会 『芦屋スタイルの住生活をめざして より快適なマンションライフのありかた』</p> <p>「住宅マスター プランについて」 住宅課 永瀬俊哉主査</p> <p>「住宅用火災警報器について」 消防本部予防課 吉岡幸弘課長</p> <p>「耐震診断・耐震改修について」 建築指導課 辻 宏治技師</p>	25名

## 重点プログラム⑥ 「市営住宅ストック総合活用計画」の策定

住宅性能面における新旧格差や高齢入居者の急増などの課題を解決し、住宅セーフティネットとして市営住宅を適切に維持管理・活用するために「市営住宅ストック総合活用計画」を策定します。

計画に基づいて効率的・効果的なストック活用を進めるとともに、高齢者等入居者の多様なニーズへの対応や適正な管理が可能となる新たな運営体系を構築することにより良好なコミュニティを形成します。

市営住宅以外の公的住宅については、関係機関と連携して施策を進めます。

<b>現在の 到達状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*市営住宅ストック総合活用計画の策定は完了し、同計画に基づく建替事業に着手しています。</li> <li>*また、既存ストックについては、全市的に策定した公共施設保全計画との整合を図り、計画的改修を軌道に乗せようとしているところです。</li> <li>*今後の建替については、5年経過によるストック総合活用計画自体の見直しを行い、大規模集約住宅建設事業を進めていきます。</li> </ul>
---------------------	--



## ■芦屋市営住宅ストック総合活用計画のあらまし（抜粋）

